

国際輸出管理レジーム参加国一覧表（注釈入り）

（出典 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/regime/regime.html>）平成 30 年 10 月 3 日（閲覧 令和 3 年 9 月 20 日）

	国際的輸出管理レジーム				
	原子力供給国グループ (NSG)	ザンガー委員会 (ZC)	オーストラリア・グループ (AG)	ミサイル技術管理レジーム (MTCR)	ワッセナー・アレンジメント (WA)
アルゼンチン	◎ (い①)	◎	◎ (い①)	◎ (い①)	◎ (い①)
オーストラリア	◎ (い①)	◎	◎ (い①)	◎ (い①)	◎ (い①)
オーストリア	◎ (い①)	◎	◎ (い①)	◎ (い①)	◎ (い①)
ベラルーシ	◎ (い②)	◎			
ベルギー	◎ (い①)	◎	◎ (い①)	◎ (い①)	◎ (い①)
ブラジル	◎			◎ (ほ)	
ブルガリア	◎ (い①)	◎	◎ (い①)	◎ (い①)	◎ (い①)
カナダ	◎ (い①)	◎	◎ (い①)	◎ (い①)	◎ (い①)
中国	◎ (ろ)	◎			
クロアチア	◎ (ろ)	◎	◎ (に①)		◎ (と②)
キプロス	◎ (い②)		◎ (は①)		
チェコ	◎ (い①)	◎	◎ (い①)	◎ (い①)	◎ (い①)
デンマーク	◎ (い①)	◎	◎ (い①)	◎ (い①)	◎ (い①)
エストニア	◎ (い②)		◎ (は①)		◎ (と②)
EU			◎		
フィンランド	◎ (い①)	◎	◎ (い①)	◎ (い①)	◎ (い①)

	国際的輸出管理レジーム				
	原子力供給国グループ (NSG)	ザンガー委員会 (ZC)	オーストラリア・グループ (AG)	ミサイル技術管理レジーム (MTCR)	ワッセナー・アレンジメント (WA)
フランス	◎ (い①)	◎	◎ (い①)	◎ (い①)	◎ (い①)
ドイツ	◎ (い①)	◎	◎ (い①)	◎ (い①)	◎ (い①)
ギリシャ	◎ (い①)	◎	◎ (い①)	◎ (い①)	◎ (い①)
ハンガリー	◎ (い①)	◎	◎ (い①)	◎ (い①)	◎ (い①)
アイスランド	◎ (ろ)		◎ (は①)	◎ (ほ)	
インド			◎ (に①)	◎ (へ)	◎ (と②)
アイルランド	◎ (い①)	◎	◎ (い①)	◎ (い①)	◎ (い①)
イタリア	◎ (い①)	◎	◎ (い①)	◎ (い①)	◎ (い①)
日本	◎	◎	◎	◎	◎
カザフスタン	◎ (い②)	◎			
韓国	◎ (り)	◎	◎ (り)	◎ (り)	◎ (り)
ラトビア	◎ (い②)		◎ (は①)		◎ (と②)
リトアニア	◎ (い②)		◎ (は①)		◎ (と②)
ルクセンブルク	◎ (い①)	◎	◎ (い①)	◎ (い①)	◎ (い①)
マルタ	◎ (い②)		◎ (は①)		◎ (と②)
メキシコ	◎ (ろ)		◎ (に①)		◎ (と②)
オランダ	◎ (い①)	◎	◎ (い①)	◎ (い①)	◎ (い①)
ニュージーランド	◎ (い①)	◎	◎ (い①)	◎ (い①)	◎ (い①)

	国際的輸出管理レジーム				
	原子力供給国グループ (NSG)	ザンガー委員会 (ZC)	オーストラリア・グループ (AG)	ミサイル技術管理レジーム (MTCR)	ワッセナー・アレンジメント (WA)
ノルウェー	◎ (い①)	◎	◎ (い①)	◎ (い①)	◎ (い①)
ポーランド	◎ (い①)	◎	◎ (い①)	◎ (い①)	◎ (い①)
ポルトガル	◎ (い①)	◎	◎ (い①)	◎ (い①)	◎ (い①)
ルーマニア	◎	◎	◎ (は①)		◎ (と②)
ロシア	◎ (ろ)	◎		◎ (～)	◎ (と②)
セルビア	◎ (ろ)				
スロバキア	◎	◎	◎ (は①)		◎ (と②)
スロベニア	◎	◎	◎ (は①)		◎ (と②)
南アフリカ	◎	◎		◎ (ほ)	◎ (と②)
スペイン	◎ (い①)	◎	◎ (い①)	◎ (い①)	◎ (い①)
スウェーデン	◎ (い①)	◎	◎ (い①)	◎ (い①)	◎ (い①)
スイス	◎ (い①)	◎	◎ (い①)	◎ (い①)	◎ (い①)
トルコ	◎ (い②)	◎	◎ (は①)	◎ (ほ)	◎ (と②)
ウクライナ	◎ (い②)	◎	◎ (に①)	◎ (ほ)	◎ (と②)
英国	◎ (い①)	◎	◎ (い①)	◎ (い①)	◎ (い①)
米国	◎ (い①)	◎	◎ (い①)	◎ (い①)	◎ (い①)
参加国	48	39	43 (42 か国+EU)	35	42

<附録> 地域区分 (いろはに……) の実務上の意味

端的に言えば、輸出許可申請時に提出する書類が A セット・B セット (B1 又は B2) になるか、それとも C・D・F セットになるかの違いです。それにより申請作業の難度が格段に変わります。

◆ 「Aセット」「Bセット」であることの恩恵

	A	B1	B2	C・D・F
申請内容明細書が不要 (申請理由書でOK)	○	✖	✖	✖
需要者の存在確認資料が不要	○	○	✖	✖
需要者の誓約書が不要	○	○	△	✖

在庫販売の場合は輸入者の誓約書が必要

品目に応じて、各地域でどんな書類セットが求められるかを見ていきます。

◆ 2 項 (NSG) 品の提出書類

品目	NSG に加盟			NSG に未加盟	
	Group A	Group B		Group C	
	「い①」	「い②」(14 か国) 「り」	アイスランド	欄外 5 か国	他多数
2 項品(全て)	<u>A セット or B(B1・B2)セット</u>			<u>C セット</u>	

NSG 加盟ながら Group C 扱いの「5 か国」; 中・露・クロアチア・セルビア・メキシコ

◆3項・3の2項 (AG) 品

品目	AG に加盟				AG に未加盟	
	Group A	Group B		Group C	Group B	Group C
	「い①」	「は①」 (10 か国)	「り」	「は②」「に②」		
			ウクライナ	欄外 3 か国	欄外 4 か国	他多数
フッ化水素以外	<u>Aセット or B(B1)セット</u>			<u>Dセット</u>		
フッ化水素	<u>Aセット or B(B1)セット</u>			<u>Dセット</u>		

AG 加盟ながら Group C 扱いの 「3 か国」；クロアチア・インド・メキシコ

AG 未加盟ながら Group B 扱いの 「4 か国」；ベラルーシ・ブラジル・カザフ・南ア

◆4項 (MTCR) 品の提出書類

品目	MTCR に加盟				MTCR に未加盟	
	Group A	Group B		Group C	Group B	Group C
	「い①」	「り」	「ほ」 (5 か国)	「へ」		
				露・印	欄外 10 か国	他多数
省令7条三号ロ仕様様の計算機以外	<u>Aセット or B(B1)セット</u>			<u>Cセット</u>		
省令7条三号ロ仕様様の計算機	<u>Aセット</u>		<u>Fセット</u>			

MTCR 未加盟ながら Group B 扱いの 「10 か国」；ベラルーシ・キプロス・エストニア・カザフ・ラトビア・リトアニア・マルタ・ルーマニア
スロバキア・スロベニア

◆ワッセナー協定 (WA) 品は？

Group B 国で優遇があるのは「告示貨物のような機微なもの」・14 項・15 項品の「り地域」向けです。

Group B 国であっても、「り地域」以外の 15 か国に優遇はありません。

品目	WA に加盟				WA に未加盟		
	Group A	Group B		Group C	Group B	Group C	Group D
	「い①」	「り」	「と②」				「ち」
			欄外 10 か国	欄外 4 か国	欄外 5 か国	(多くの) 「普通の国」	「懸念国」 「武器禁輸国」
「普通」品 (= 下記以外)	A セット			C セット			
告示貨物のような 機微なもの	A セット		B(B2)セット				C セット
省令 7 条三号ロ／ハ 仕様の計算機	A セット						F セット
フッ化ポリイミド レジスト	A セット	C セット	A セット				C セット
14 項・15 項品	A セット		B(B2)セット				C セット

WA 加盟の Group B 国だが「と②」に分類（「優遇」なし）の「10 か国」

エストニア・ラトビア・リトアニア・マルタ・ルーマニア・スロバキア・スロベニア・南ア・トルコ・ウクライナ

WA 加盟ながら Group C の「4 か国」；クロアチア・インド・メキシコ・ロシア

WA 未加盟で Group B の「5 か国」；ベラルーシ・ブラジル・キプロス・アイスランド・カザフ

表中の「機微なもの」；告示貨物

省令 6 条二号・十八号・二十二～二十四号の窒化ガリウム基板品

省令 9 条十六号イ・ロのテルル系結晶